

# 令和8年度目黒区介護福祉士資格取得費補助実施要綱

令和8年4月1日付け目健高第5275号

## (目的)

第1条 この要綱は、介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。以下同じ。）の資格の取得に係る経費に対して、目黒区（以下「区」という。）が介護サービス事業所を運営する法人を通して、その経費の一部を補助することにより、職員のキャリアアップに向けた環境を整備し、もって介護人材の定着及びサービスの向上を図ることを目的とする。

## (対象者)

第2条 区長は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第1項で規定する介護サービス事業者のうち、区内の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の運営法人（以下「運営法人」という。）に対して予算の範囲内において、この要綱による補助金を交付する。

## (交付対象の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助金交付対象者」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定する第37回又は第38回介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）を受験した者であること。なお、国家試験に合格した場合（ただし、全パート合格に限る。）は、同法第42条第1項に規定する登録を受け、同条第2項において準用する第30条の規定による介護福祉士登録証の交付を受けていること。
- (2) 職員が運営法人と雇用契約を結ぶ前に国家試験に合格している場合は、前号の登録から3か月以内に介護職員として区内の介護サービス事業所の職務に従事していること。
- (3) 運営法人と雇用契約を結び、雇用契約後に当該運営法人の運営する区内の介護サービス事業所にて3か月以上就労し、現に就労していること。
- (4) 国、東京都、他の地方公共団体、公益団体等から当該補助金と同種の補助金等を受けていないこと。

2 前項のほか区長が必要と認めるときは、その他必要な要件を付することができる。

## (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる費用は、令和6年4月1日から第6条の規定による申請の日までの間に支出した介護福祉士受験対策講座の受講料（テキスト代、模試の費用等を含む。以下同じ。）、介護福祉士受験手数料及び介護技術講習（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第22条第4項に規定する介護技術講習をいう。以下同じ。）の受講料（以下「補助対象経費」とする。）とする。ただし、国家試験にパート合格又は不合格の場合は、介護福祉士受験手数料のみを対象とする。なお、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 当該費用を分割による支払とした場合における手数料
- (2) 消費税及び地方消費税

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助基準額100,000円と補助対象経費のいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする運営法人は、次に掲げる書類を添付して目黒区介護福祉士資格取得費補助金交付申請書(別記第1号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法第43条第1項に規定する指定登録機関が交付した介護福祉士登録証の写し。ただし、国家試験にパート合格又は不合格の場合は除く。
- (2) 当該補助対象経費の支払に係る領収書等の写し。
- (3) 介護技術講習を受講した者にあつては、当該介護技術講習に係る修了証明書の写し。ただし、国家試験にパート合格又は不合格の場合は除く。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(交付の決定及び補助金の支払)

第7条 区長は、前条の規定による交付申請を受けた場合において、当該申請を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、目黒区介護福祉士資格取得費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により当該交付申請を行った運営法人に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付の決定後、速やかに運営法人に補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた運営法人が次のいずれかに該当したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号のほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令(区の条例、規則その他規程を含む。)に基づく命令に違反したとき。

(補助金受領後の処理)

第9条 第7条の規定により当該補助金の交付を受けた運営法人は、これを適当な方法により当該補助金に係る補助金交付対象者に交付するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該運営法人は当該各号に定める額を受領することができるものとする。

- (1) 運営法人が補助金交付対象者1人につき10万円以上の補助対象経費に相当する費用を負担しているとき。 10万円
- (2) 運営法人が補助金交付対象者1人につき10万円に満たない額の補助対象経費に相当する費用を負担しているとき。 その負担した額

(補助金の返還)

第10条 区長は、第8条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(事業実施状況報告)

第11条 区長は、補助金の円滑かつ適正な執行を図るため、運営法人に本事業による補助を受けた職員の雇用状況に関し報告を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り廃止する。